

相模原市予算規則(平成4年相模原市規則第8号)第5条に基づき、令和4年度予算編成方針を定める。

令和3年11月12日

相模原市長 本村賢太郎

## 令和4年度 予算編成方針

### 第1 はじめに

#### 1 本市財政を取り巻く環境

国の月例経済報告(令和3年10月)によると、我が国の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある中、持ち直しの傾向は維持しつつも、鈍化している。先行きについては、感染防止対策の徹底や、ワクチン接種が進む状況に加え、各種政策の効果や海外経済情勢の改善もあり、景気が持ち直していくことが期待されている状況となっている。

一方、社会活動の制約が長期にわたっていることなどから、収入や雇用を始めとした生活の様々な場面で影響を受け、厳しい状況に置かれた市民も多い実態があると考えられる。

こうした状況の下、本市財政は、令和2年度決算においては、財政調整基金残高の増加や経常収支比率の改善があったものの、令和2年10月時点での長期財政収支において令和9年度までに多額の歳出超過が生じることが見込まれることや、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることなどを踏まえると、引き続き、同感染症の影響を注視しつつ、本年4月に策定した「相模原市行財政構造改革プラン」(以下「改革プラン」という。)に基づく取組を着実に進めていくことが重要となっている。

## 2 令和4年度の収支見通し

令和4年度の一般会計の収支見通しは、歳入においては、市税が本年度当初予算額と比べて大幅な増収が見込まれることなどにより、歳入全体では約3,083億円が見込まれる。一方、歳出においては、扶助費や介護保険事業特別会計繰出金などの社会保障関連経費の増加が引き続き見込まれることなどにより、歳出全体では約3,105億円が見込まれており、歳入歳出の全体では、別紙のとおり、約22億円の財源不足額が生じる見込みとなっている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、歳入歳出両面に対する影響が不透明であり、引き続き、社会経済情勢の動向等を注視する必要がある。

## 第2 予算編成に当たっての基本的な考え方

### 1 予算編成の考え方

令和4年度予算については、改革プランや令和4年度「市政運営の基本的な考え方」（令和3年相模原市訓令第14号。以下「市政運営の考え方」という。）を踏まえ、収支均衡を図りつつ、次の視点により編成を行う。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に関する経費や、市民の暮らしの安全・安心の確保に要する経費など、市民生活に直接関わる喫緊の課題に対応するために必要となる経費を確実に計上する。
- (2) 総合計画で描く本市の将来像「潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまち さがみはら」の実現に向け、市政運営の考え方において、「誰一人取り残さない社会」の実現というSDGsの理念や目標を踏まえた施策の推進等の基本的視点のもと、重点的に取り組むものとして示した、少子化対策、雇用促進対策、中山間地域対策の3つのテーマの推進に特に資する施策分野に係る事業に要する経費を計上する。
- (3) 改革プランに基づく各取組について、適切に予算へ反映する。

- (4) 義務的経費等を除いた行政運営推進経費については、令和3年度当初予算における一般財源を基本として予算の編成を行うこととし、社会経済情勢の変化等に伴う事業のスクラップ・アンド・ビルドを積極的に検討する。

## 2 予算編成における財源不足額の解消

現時点で見込まれている財源不足額については、今後の予算編成作業の中において、改革プランや市政運営の考え方を踏まえた歳入歳出の精査を行い、収支均衡を図る。

また、所管局区に対する枠配分経費の総額については、令和3年度当初予算編成に当たってはマイナスシーリングを設定したが、令和4年度当初予算編成に当たっては、マイナスシーリングは設定しない。ただし、枠配分経費の示達後に同経費として予算要求のあった事務事業経費についても、予算案の査定に際して更なる精査の対象とする。

## 第3 予算編成に当たっての留意事項

第2の考え方に基づき、予算編成を進める中であっても、本市の財政状況や改革プランの取組を踏まえ、引き続き、以下に示す取組を行う。

### 1 財政硬直化の改善に向けた取組

令和2年度決算における経常収支比率は、前年度と比べると1.6ポイント低下の98.2%となったものの、依然として高い水準にあり、新たな行政需要や臨時の財政需要への対応力が極めて限定的となっていることから、財政の硬直化の改善に向け、引き続き、次に掲げる取組を積極的に行う。

- (1) 市単独事業の扶助費、物件費、各種補助金、繰出金など経常経費の見直し
- (2) 収納対策の強化による市税収入等の歳入の確保
- (3) 元利償還金に対する地方交付税措置を考慮した市債の発行

## 2 財源の確保

### (1) 市税収入等の確保

市民の負担の公平性と自主財源の確保を図るため、「第2次債権回収対策基本方針」に基づき全庁的な収納対策の強化に取り組むとともに、納付しやすい環境づくりを図るなど、多様な手段を講じて市税収入等の確保を図る。

### (2) 特定財源の確保

国等の法令改正や制度改正、予算編成の動向を注視し、国等との間で事前に十分な協議を行うとともに、国・県補助事業についても市負担を生じることには留意しつつ、国庫補助金等を積極的に確保すること。

また、国等の施策を再度総ざらいし、既存の市単独事業についても活用が可能な国庫補助金等があれば積極的に確保すること。

併せて、必要に応じ、適時適切に制度改正の要望を行うこと。

### (3) 市有財産の有効活用

不要となった用地については積極的に処分するとともに、低未利用財産及び長期未着手の事業予定地については、貸付けなどの有効活用を図るなど、最も効果的な活用手法により、歳入確保及び維持管理経費の削減を行う。

また、市有財産の貸付けに当たっては、適正な対価を求めるとともに、減免を行っている場合は、その必要性について見直しを行う。

### (4) 積極的な歳入の確保の検討

これまでの仕組みにこだわらず、様々な手法について積極的に検討し、歳入の確保に取り組む。

## 3 適切な市債の発行

市債の発行に当たっては、元利償還金に対する地方交付税措置率の高い有利なものを活用する。

## 4 公共施設の長寿命化事業

公共施設の長寿命化事業に係る経費については、市民の安全・安心を

確保するために必要なものであることから、財源として元利償還金に対する地方交付税措置率の高い有利な市債等を活用するなど、相模原市公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画に基づき、着実に取り組む。

また、公共建築物の再編・再配置に当たっては、「相模原市公共施設マネジメント推進プラン」に基づき取り組む。

## 5 持続可能な都市経営の推進

積極的な歳入確保や徹底した事務事業の精査・見直しによる既存事業の廃止・縮小・統合・改善・効率化などを進め、安定的かつ持続的に行政サービスを提供する。

また、P D C Aサイクルを的確に展開することで、職員一人ひとりが「最少の経費で最大の効果を上げる」という費用対効果の視点を持って取り組む。

## 6 受益と負担の適正化

市が提供する行政サービスに係る受益と負担をより適正な関係とするため、「受益者負担の在り方の基本方針」に基づく使用料等の見直し等について、予算編成へ適切に反映する。

## 7 民間活力の活用

「相模原市P P P (公民連携)活用指針」に基づき、行政の活動範囲を明らかにし、行政の活動範囲以外としたものは、民営化や事業の廃止に取り組むとともに、真に行政が提供すべきサービスについては、民間企業、N P O、市民団体などのノウハウや専門知識を活用したサービスを提供する手法を活用し、サービスの向上や経費の節減に取り組む。

## 8 地方税財政を始めとする諸制度の変更への対応

社会経済情勢等による国における政策の変更も予想されることから、市の税財源や事務事業についても影響を受けることを想定し、その動向を注視し、情報収集に努めるなど国の動向を的確に把握する。

予算編成に当たっては、国の制度改正の詳細が明らかになっているも

の以外は、現行の制度を基本に計上することとする。今後、国の方針が確定し、市に影響が生じるものについては、適宜、予算内容の組替え等の対応を行う。

## 9 特別会計等の取扱い

特別会計及び公営企業会計の予算編成に当たっても、この予算編成方針を踏まえ、一般会計からの繰入金や事業費について、あらゆる角度から検証し、十分な精査を行うとともに、独立採算の原則に従い、これまで以上に受益と負担の適正化を図る。

## 第4 予算見積り・財源の配分について

### 1 枠外経費

市政運営の考え方「3 重点的に取り組む分野」に該当する新規事業など、別途指定する事業経費については、改革プラン等を踏まえ、所管局区で所要額を十分精査して見積もる。

### 2 枠配分経費

枠外経費を除く全ての事務事業経費については、原則として令和3年度当初予算をベースとし、所管局区に配分する一般財源の枠内で編成する。

枠配分経費の示達後に同経費として予算要求のあった事務事業経費についても、予算案の査定に際して更なる精査の対象とする。

以 上

## 令和4年度の収支見通し（一般会計） 事業費ベース

## 1 歳入

(単位：億円)

	令和3年度 当初予算額	令和4年度 予算見込額	令和3年度との比較	
			増減額	伸率
(1) 市税	1,224	1,295	71	5.8%
うち個人市民税	562	609	47	8.4%
うち法人市民税	41	42	1	2.4%
(2) 地方譲与税・交付金	250	239	▲ 11	▲ 4.4%
(3) 地方交付税	114	178	64	56.1%
うち普通交付税	105	169	64	61.0%
(4) 国・県支出金	805	830	25	3.1%
(5) 市債	332	285	▲ 47	▲ 14.2%
うち建設債	76	116	40	52.6%
うち災害復旧債	9	9	0	0.0%
うち臨時財政対策債	247	160	▲ 87	▲ 35.2%
(6) その他	264	256	▲ 8	▲ 3.0%
合 計 (A)	2,989	3,083	94	3.1%

## 2 歳出

(1) 人件費	760	767	7	0.9%
(2) 公債費	265	267	2	0.8%
(3) 扶助費	963	995	32	3.3%
うち市単独事業分	125	128	3	2.4%
(4) 繰出金	206	216	10	4.9%
(5) 長寿命化事業費	50	100	50	100.0%
(6) 行政運営推進経費 ((1)から(5)までの経費以外)	745	760	15	2.0%
合 計 (B)	2,989	3,105	116	3.9%

## 3 収支

収 支 (C) = (A) - (B)	0	▲ 22		
---------------------	---	------	--	--

## ※ 令和3年9月末時点における見込み

## 試算の考え方

## ○歳入

市税や地方譲与税・交付金については、制度改正や社会経済情勢等を踏まえて見込んだ。  
地方交付税、臨時財政対策債については、市税等の見込みや国の地方財政収支の仮試算等を踏まえて機械的に見込んだ。  
国・県支出金や建設債等については、歳出の特定財源として見込まれているものを反映した。

## ○歳出

義務的経費（人件費、公債費、扶助費、繰出金）については、過去の実績や将来人口推計等を踏まえて見込んだ。  
長寿命化事業費については、相模原市公共施設等総合管理計画等を踏まえて見込んだ。  
行政運営推進経費については、法令改正等に伴う必然的な増減などを反映して見込んだ。

※麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業については、事業計画の変更案を作成中であることから、当該経費については今回の収支見通しには歳入歳出ともに計上していない。